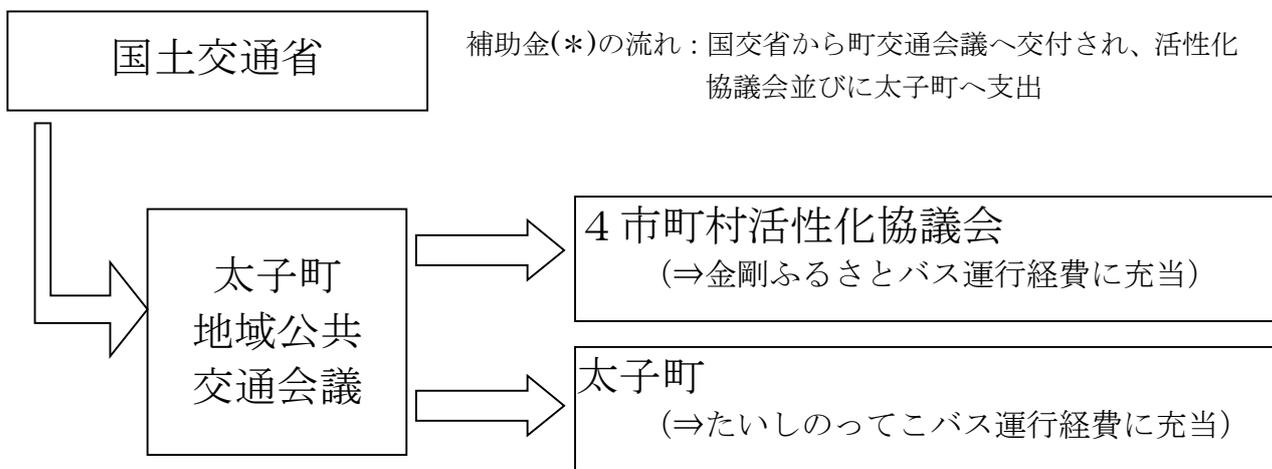


令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る予算措置について

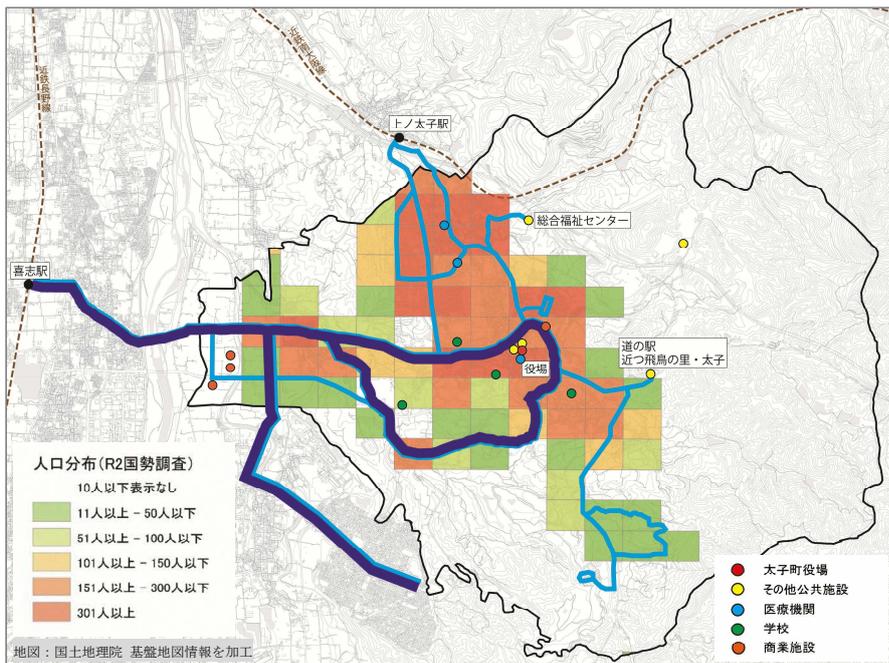
[趣旨]

- 太子町ではコミュニティバス運行に際し国の地域公共交通確保維持事業に係る補助制度を活用することとしている。
- 補助金については、当該事業の実施主体である町交通会議が受け入れ、コミュニティバスの運行主体である4市町村活性化協議会並びに太子町へ事業費として支出する。
- 予算措置に当たり、財務要項(案)に基づく予算書(案)を作成したため、委員の承認を求める。

[補助金の流れのイメージ]



[対象路線 (計画上の位置づけ)]



- 【 厚い青線 】：基幹交通
4市町村活性化協議会
(金剛ふるさとバス)
- 【 薄い青線 】：支線交通
太子町
(たいしのってこバス)

【出典】 令和2年度国勢調査 (250m メッシュ)

- * 補助金
 - 地域内フィーダー系統補助
(たいしのってこバス及び金剛ふるさとバス阪南線補完運行分) = 太子町地域公共交通会議により申請
 - 地域間幹線系統補助
(金剛ふるさとバス喜志循環線・阪南線) は近鉄バス(株)により申請